

仕様書案

1. 事業名

地方部における観光と二次交通の現状に関する調査

2. 定義

本仕様書内における二次交通・交通空白の定義は以下のとおりとする。

- ・二次交通：拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までのタクシー等の移動手段のこと
- ・交通空白：訪日外国人旅行者を含む観光客が、主要交通結節点から観光スポットや宿泊先に向かう移動の手段がない又は利用しづらいなど二次交通に係る課題を抱える地域（必ずしも、タクシー等の二次交通がない「交通空白」に限らず、多客期等に移動手段が不足する場合等も含む）

例）最寄り駅から観光スポットまで配車から 30 分以上待ってもタクシーを利用できない

スノーシーズンに多くの観光客が訪れ、駅前バス乗り場で積み残しが出る乗合タクシーが運行されているが、多言語での発信がされていない

3. 事業目的

政府目標である 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標達成に向け、地方部へのさらなる誘客が課題となっている。地方部では、駅・空港等の主要交通結節点において、来訪者がタクシー等を円滑に利用できない、混雑により路線バスに乗りきれない等の事象が発生しており、二次交通の確保・充実が喫緊の課題である。加えて、訪日外国人旅行者を含む来訪者に対し、経路検索サービスでの表示や事前予約など、二次交通情報をわかりやすく発信していくことも不可欠である。

一方で、観光地での二次交通対策を実施している DMO や自治体の観光担当者が具体的にどのような課題を認識しているのか、また、そうした課題に対する各地におけるこれまでの取組状況については詳細に把握しきれていない。今後、運輸局として観光における交通空白の解消を地域に働きかけるためには、課題の類型化や課題に応じた対応手法の例示が必要である。

本事業では、主要交通結節点駅に存する DMO や自治体を調査対象とし、観光地における二次交通の課題を抽出及び類型化するとともに、類型化された課題に対し、すでに先駆的な取組を行っている地域を調査し、取り組み事例としてまとめることにより、今後、同様の課題を抱える DMO や自治体観光担当者の課題解決の一助とすることを目的とするものである。

4. 事業の進め方

請負事業者は、北陸信越運輸局と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要な疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

5. 事業対象地域

北陸信越運輸局管内の駅・空港等の主要交通結節点を持つ地域を調査対象とする。

なお、先駆的な取組事例は当局管内事例を基本とするが、管内4県（新潟県、長野県、富山県、石川県）以外の事例で参考となるものがあれば調査対象として含めても良い。

6. 事業内容

請負事業者は上記3. 事業目的の達成に向け、以下の業務を実施するものとする。なお、調査内容及び調査対象については北陸信越運輸局と相談のうえ決定すること。

（1）観光と二次交通の課題の抽出と類型化

① 実施時期

- ・令和7年11月～令和8年3月

② 調査内容

- ・主要交通結節点駅に存するDMOや自治体を調査対象とし、観光地における二次交通の課題を抽出し類型化すること。

③ 調査対象

- ・管内4県でそれぞれ3地域以上（計12地域以上）を調査対象とすること。
- ・調査方法は机上調査及びヒアリングによる調査を基本とする。

（2）課題類型ごとの先駆的事例の調査

① 実施時期

- ・令和7年11月～令和8年3月

② 調査内容

- ・上記（1）で類型化された課題ごとに取りうる先駆的な二次交通の対応手法を整理すること例）【課題】イベントなどの一時的な需要増に対応したい

→【手段】日本版ライドシェア、公共ライドシェア など

【課題】観光客が多くタクシー等の供給が追い付かない

→【手段】タクシー新規許可、日本版ライドシェア、デマンドタクシー

- ・課題ごとに、各地で実際に取り組まれている事例について調査し、他地域の観光関係者が今後の取組に活用できるよう実施状況等について要点をまとめること。

③ 調査対象

管内地域のうち、各課題につき1件以上の事例を調査対象とすること。

（3）事業報告書の作成

① 事業報告書の作成

- ・本事業の経過等を記載した事業計画書を作成すること。
- ・本事業報告書は、北陸信越運輸局との協議内容や検討会における協議内容についてとりまとめた内容となるように努めること。

なお、事業報告書については対外的に公表可能な資料として、個人情報の取扱いに十分留意して作成すること。また、具体的な内容については、北陸信越運輸局及び連携先との協議を経たうえで決定すること。

7. 成果物の提出

(1) 次の事項について、履行期限までに北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出すること。

- ①事業報告書・・・製本2部（A4判カラー）
- ②事業報告書の概要版・・・2部（A4判カラー）
- ③電子ファイル・・・Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）において、編集可能なファイル形式及びPDF形式のいずれもCD-Rにて提出すること。
- ④その他監督職員が指示したもの

8. 事業費について

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

9. 履行期限

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

10. その他

- (1) 請負事業者は、事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、北陸信越運輸局との間で密接な連携を図りつつ事業を実施するものとし、業務の進捗状況を逐次報告すること。また、北陸信越運輸局は業務期間中いつでも進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 請負事業者は、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、担当からの問合せ等に即座に対応すること。
- (3) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属する者とする。
- (4) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている者を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断利用及び漏えいをしてはならない。
- (7) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に実施すること。

11. 担当職員

北陸信越運輸局 観光部観光地域振興課 担当官